

# 三重県桑名市源十郎新田事案について

平成25年4月現在

## 事案の概要

### ・事案の経緯

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、その後、平成22年10月に当該箇所<sup>(1)</sup>の地中から回収した廃油にポリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害物質が含まれていることが判明した。なお、原因者は現在調査中である。

### ・支障等

汚染箇所下流250mの水道水源では、取水を停止している他、他の水道水源や農業用水、内水面漁業等に支障を生じるおそれがある。



### < 汚染概要 >

汚染物等量: 約6.6万m<sup>3</sup>  
汚染面積: 約1.5万m<sup>2</sup>

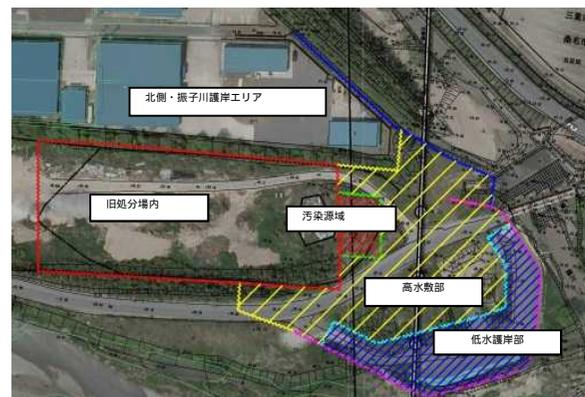
## 対策工の概要

事業主体：三重県

### ・汚染拡散防止及び汚染除去対策( )

鋼矢板により汚染区域を囲い込み、汚染の拡散移動を防止した後、汚染源を含むPCB高濃度箇所を掘削除去し、PCB廃棄物の保管等を行う。

また、各エリアで油回収等の汚染除去対策を実施し、併せてモニタリングを行う。



### ・保管廃棄物処分( )

保管したPCB廃棄物の処分方法を平成28年度までに検討し、適切に処分する。

## 行政対応・責任追及

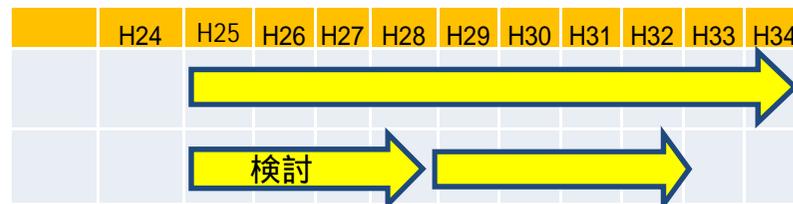
### ・行政対応

行政対応検証(平成24年10月答申)では、不法投棄の情報提供に対し詳細な調査等を実施していない、速やかな原因者調査がなされていない等の指摘があり、事案の進捗管理と幅広い情報収集、職員の自己研鑽等を行っていくこととしている。

### ・今後行おうとする措置

土地利用者、周辺住民等の関係者に対する聴取調査等を実施しているが、原因者の特定には至っていないため、平成24年10月に公告を行った。今後、原因者が判明すれば措置命令の発出等を行っていく。

## スケジュール・費用



総事業費：平成25年度～平成34年度 約51億円  
平成28年度までの検討を元に再度精査。

# 三重県四日市市大矢知・平津事案について

平成25年4月現在

## 事案の概要

### ・事案の経緯

処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて不適正処理を行ったため、平成5年9月に警告し、違法に処分された廃棄物の撤去を指導した。

その後、改善命令を発出したが履行されないまま、平成6年10月に埋立処分が終了した。

### ・支障等

平成16年度から3ヶ年をかけて県が安全性確認調査を実施し、同調査専門会議で審議した結果、「直ちに人体への影響など生活環境保全上の重大な支障のおそれはないが、水質調査、廃棄物の回収、及び覆土・雨水排水対策の必要がある」との評価を得た。



### < 処分場概要 >

許可容量：約132万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>  
 許可面積：約5.9万<sup>2</sup>m<sup>2</sup>  
 投棄量：約262万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>  
 投棄面積：約9.5万<sup>2</sup>m<sup>2</sup>

青：許可区域  
 赤：処分場関係区域  
 黄：隣接区域

## 行政対応・責任追及

### ・行政対応

第1次検証(措置命令発出まで)では、必要な人員や組織体制の課題 処分場や事業者に対する認識の甘さ等について、指摘があり、監視指導体制の強化 職員の自己研鑽等を行ってきた。その後、第2次検証(措置命令発出後)での指摘を踏まえ、再発防止策の 進捗管理表の作成・公表 取組状況のフォローアップを進めていくこととしている。

### ・責任追及

原因者に対して措置命令を発出している(H19.1.31)。土地所有者、排出事業者に対しても調査を行い、必要に応じて責任追及を行う。

## 対策工の概要

事業主体：三重県

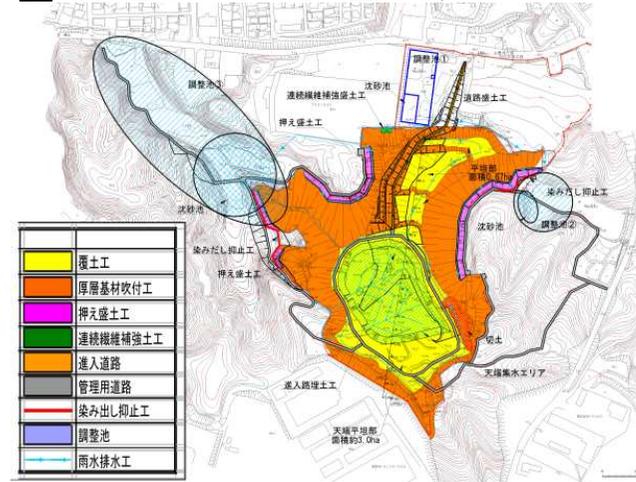
### ・廃棄物の飛散流出防止対策( )

処分場の天端部や法面部において廃棄物が広範囲に露出していることから、覆土工等を実施し、廃棄物の飛散流出を防止する。また、覆土工により増大する雨水流出量に対応するため、同天端部に雨水排水工を設置するとともに調整池を設置する。

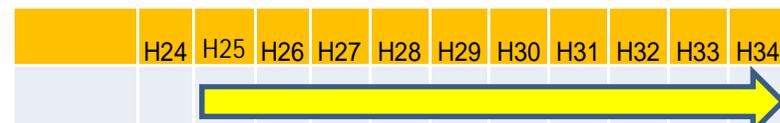
また、押え盛土工や連続繊維補強土工等を実施し、法面部の崩落を防止する。

### ・汚染浸出水の拡散防止、モニタリング( )

処分場天端部において覆土工を実施し、雨水の浸透を抑制するとともに染み出し抑止工を実施し、浸出水の拡散を防止する。



## スケジュール・費用



総事業費：平成25年度～平成34年度 約34億円

# 松山市菅沢町事案について

平成25年4月現在

## 事案の概要

### 事案の経緯

愛媛県松山市の山間部、計2万4千 $m^2$ の土地において、処理業者は昭和61年から当該土地において最終処分場を営んでいた。平成8年の立入調査の際には、処分場が満杯に近い状況であった。処分場の地下を通過する形で水路が設置されており、農業用水として使用されている。しかしながら、当該水路は処分場設置届出では、本処分場を迂回させることとなっていた。

### 支障等

平成23年度に当該水路の真上において廃棄物の陥没が発生し、数回にわたり灰濁水が流出した。廃棄物、許可品目外の廃油の流出のおそれがある。



H9航空写真

< 不法投棄現場状況 >  
投棄量: 約25万 $m^3$   
面積: 約2万4千 $m^2$   
< 事業場概要 >  
事業区分: 最終処分場

## 対策工の概要

事業主体: 松山市

### 鉛直遮水壁工

最終処分場を鉛直遮水壁工で囲い遮水する。保有水については、集水井戸等で集水し、水処理施設で処理する。

### 埋立地整形

最終処分場内への雨水等の流入を減少させるため、覆土や雨水排水路を設置する。

### 斜面对策工

法面の保護等を行い、斜面崩落防止のための措置を講ずる。



崩落した地下水路



鉛直遮水壁イメージ図

## 行政対応・責任追及

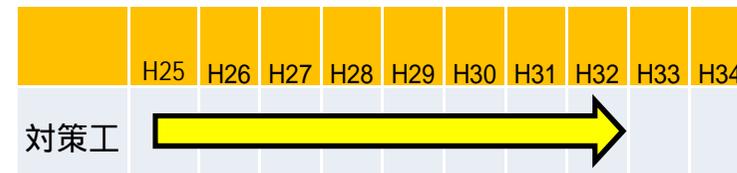
### 行政対応

松山市が設置した検討部会において、行政の問題意識が十分でなかったこと、法的拘束力のある行政処分等を実施していなかったこと等の問題が指摘された。今後は不適正処理事案への対応指針の作成、監視体制の構築などを実施することとしている。

### 責任追及

- 原因者に対しては措置命令を発出しており、引き続き費用求償を実施
- 排出事業者に対しても調査・費用求償を実施

## スケジュール・費用



総事業費: 平成25年度～平成32年度 約77億円